

論 説

イギリスの介護者支援の政策

三 富 紀 敬

1. 介護者支援の政策と展開

要介護者の日常生活上の世話に伴う介護者の負担は、政策の展開に即して考えるならば2つの方法によって軽減することが可能である。要介護者を直接の給付対象にする所得保障やサービスは、介護者の負う家計支出の一部を補填し、あるいは彼女や彼の担う作業の一部を社会化する程度に応じて介護者の経済的にはもとより身体的かつ精神的な負担を軽くする。「介護の社会化」に伴う効果として日本において論じられてきた事柄である。いまひとつは、要介護者ではなく介護者を直接の対象にする所得保障やサービスの給付である。要介護者への給付によっては充足し得ない介護者のニーズに対応すると共に、これはこれで介護者の経済的もしくは身体的あるいは精神的な負担を軽減する。介護者を対象にする政策は、「介護の社会化」が際立つ程に進む北欧諸国においても採用されていることを思い起こすならば、要介護者を対象にする政策とは相対的に独自の領域として欠かすわけにいかない。介護者への支援とは、これらの2つの方法のうち後者を指す。

介護者への支援は、大別するならば3つの方法から構成される。第1に、所得保障である。これは、その名称の示す通り介護者に支給される介護者手当の他に介護を担うことに伴う諸費用の一部もしくは全部を必要経費と見なす所得税制の措置、あるいは、介護に携わる期間を年金保険料の支払い期間と見なす保険加入年数の計算方法など、相対的に区別される3つの対応からなる。介護は、これによって社会的な仕事のひとつであると社会的な認知を受けることに加えて、機会費用の補填としての効果を併せ持つ。第2に、介護者の休息や休暇の機会を保障するためのサービスをはじめ情報の提供、相談やカウンセリングの機会の提供及び介護技術の講習など、いずれも介護者を対象にするサービスである。介護者が、健康と社会生活を損なうことなしに要介護者の世話に当たることを担保するためのサービスである。カウンセリングの機会を得るならば、心の安寧を取り戻すことができる。介護技術の習得は、過度の負荷を身体に課することなしに日常生活上の世話に臨むことができる。これはこれで介護者に利益をもたらすに止まらず、要介護者にとっても有意である。第3に、仕事を持つ介護者のワークライフ・バランスに向けた介護休暇制度を含

む多様な就業機会の提供である。雇用関係の維持は、所得の確保という経済効果を持つに止まらない。それは、介護者が介護の場所である住居を離れる機会をごく日常的に担保すると共に、社会関係の維持にも資する。要介護者との閉ざされた空間に時間を越えて拘束される必要はなくなる。

支援策の主体は、自治体社会サービス部や仕事を持つ介護者の勤務先としての企業あるいは政府機関に止まらない。要介護者共々接触度の相対的に高い医療機関も主体の一角をなす。介護者は、疾病や障害を抱える要介護者に寄り添うことから要介護者と共にしばしば医療機関に通う。かくして医療機関は、介護者との接触度の高さから介護者の確認において得がたい存在である。介護者がこれによって自らを対象にする手当やサービスの存在を初めて知り、医療機関を通して自治体の関係する部局を紹介された後に支援を受ける例も珍しくない。自治体の住宅部局も介護サービスのひとつとしての住居の改造などを考えるならば主体の一つであり、介護を担う子どもに関わって学校とこれを統括する教育局も重要な主体である。介護者のニーズを初めて認め介護者支援の領域に先駆的に鉤を入れてきた民間非営利団体は、その位置を今日も高め新しい手法の開発に乗り出してもいる。

介護者を直接の対象にする政策は、イギリスの社会保障や社会福祉の歴史を振り返るならば比較的新しい領域である。この国の社会保障とその歴史について語ろうとすると、ひとつの例外もなしにW. ベヴァリジが引き合いに出される。これは、イギリスの研究者の習いであるばかりでなく日本の研究者によるそれでもある。この慣行に従うとすれば、介護者とその支援の考えは、W. ベヴァリジの思想に存在しない。社会の理想とする基礎的な単位は、W. ベヴァリジにとって男性ただ一人の所得を経済的な原資に暮らしを営み、夫と妻及び子どもからなる家族に他ならない。『失業—産業の問題—』（1912年）の冒頭において示され¹⁾、1942年の余りにも有名な報告書にも継承される考え方である。夫の所得が家族の唯一のそれであることから、働く夫の雇用保障と失業時の所得保障あるいは職業紹介が、政策課題として論じられる。これらの制度が整備されるならば、社会の基礎的な単位としての家族の経済生活は担保される。家族における男性と女性の経済的並びに社会的な役割は、明らかに区別されると共に福祉国家政策の思想的な拠り所として位置付けられる。国は、児童手当を唯一の例外として夫と妻との経済的な諸関係に基本的に介入してはならない、とされる。また、既婚女性の労働力化は想定されない。介護は、労働市場との関わりを持たない妻が家族に居ることから、家族の内部において提供されることが可能であり必要でもある、と考えられる。W. ベヴァリジが1942年の報告書において人口の高齢化と少子化に関する計数を掲げ、そうした動向に危惧の念を示しながら、なお保育サービスと介護サービスに関する思想を持たないのは、他ならぬ既婚女性の存在が念頭に措かれるからである。

こうした考えに対する批判は、W. ベヴァリジ報告書の提出される直後の1940年代初頭に既に見ることができる。フェミニストからの批判である。女性は、結婚によって画される家族形成期

に身を置かならばいかなる独自の社会的な地位も認められず、一切が否定される。女性の価値は言葉の上では確かに認められる。しかし、女性のニーズの実際上の承認は存在しない。市民として、あるいは労働者として独自の社会的な地位が彼女に与えられることはない⁽²⁾。その後繰り返される批判の最も初期に属するそれである。しかし、この批判は斥けられる。W. ベヴァリジ報告を基調にする戦後改革は、戦時における保育サービスや在宅介護サービスの経験を至極例外的な措置であると過去に押しやった上で、着手される。

介護者への支援が開始されるのは、1960年代後半以降である。支援は、所得保障の制度化を端緒にする。年金保険料の支払猶予期間が、親の介護のために離職を余儀なくされた女性を対象に制度化され、あわせて親族の扶養に要する生活費の一部を必要経費として所得税から控除する制度が、独身女性を対象に新設される。いずれも67年のことである（表1）。この9年後には介護者手当が、独身女性と男性を対象に制度化される。この手当は、週35時間以上にわたって介護を担うことから離職を余儀なくされ、これに伴って失われる賃金所得を補填するための制度である。既婚女性が労働市場に参入しているなどとはそもそも想定されないことから、既婚女性の受給は制度上認められない。この制度が女性の役割に関するW. ベヴァリジの考えの所産であることは、明白である。してみるとW. ベヴァリジの考えは、その名称を冠する報告書の提出された1942年から数えて34年後の1976年にも厳然と継承されていることになる。

手当の適用は、制度の新設から9年後の86年に既婚女性と事実婚の女性にも広げられる。女性の役割に関するW. ベヴァリジの考えとの決別が、これによって漸く記される。直接の契機は、前出の表に示すようにイギリス人女性の提訴に対して下されたヨーロッパ司法裁判所の判決である。既婚女性が、市民としての法的な地位を認められた一例である。

介護者への支援が所得保障から開始されるについては、相応の歴史的な背景がある。独身女性とその要介護者全国会議（National Council for the Single Woman and Her Dependents, NCSWHD, 65年創立）の創設者となるマリー・ウェブスター（Mary Webster）は、「忘れられた女性たち」と題する論考を『フェデレーション・ニュース』誌に投稿し掲載される（Federation News, 63年5月、10巻2号）。彼女は、40歳を超す女性の10人に1人以上が未婚状態にあり、その多くが仕事に携わりながら介護作業（tasks of caring）を担うと述べた上で、2つの事例を紹介しながら介護を担う故に友人関係を損ない経済的な重圧を被る、と指摘する⁽³⁾。彼女の指摘は、独身女性とその要介護者全国会議の方針として継承され、介護者に対する経済的な支援に向けた運動が展開される⁽⁴⁾。年金保険料の支払猶予と所得税控除及び介護者手当の制度化は、かかる運動とその展開があればこそその成果に他ならない。

表1 介護者支援の法制度等に関する略年表(1967—2008年)⁽¹⁾

	権 利 の 内 容 等
1967年	自宅における親の介護のために離職を余儀なくされた女性のための年金保険料支払い猶予期間の創設、独身女性のための扶養親族関係所得税控除の制度化
1971年	自宅における介護を要する者への付き添い手当の導入
1976年	介護者に対する最初の手当としての介護者手当の導入（週12ポンド）
1978年	介護者の基礎年金を保護するための家庭責任保護条項の導入
1986年	ヨーロッパ司法裁判所の判決を契機にする既婚女性もしくは事実婚女性の介護者に対する介護者手当の適用の拡大、障害者（サービス、諮問及び代表）に関する86年法の制定と介護者のアセスメントに関する事実上の承認
1988年	グリフィス報告の提出と介護者がコミュニティケアの主な担い手であることに関する公的な報告書として初めての指摘及び介護者支援の提起
1989年	保健省による議会報告書の提出と介護者がコミュニティケアの主な担い手であることに関する保健省の文書として初めての指摘及び介護者支援の提起
1990年	介護者に関する議会社会サービス委員会最初の報告書の提出 介護者手当の要件を充たす介護者に所得補助の適用を広げるための手段として介護者割増金制度の導入 国民保健サービスとコミュニティケアに関する90年法の制定と介護者のアセスメント請求権の制度化の見送り 介護者手当の勤労所得要件の上限の段階的な引き上げ（93年までに週12ポンドから週50ポンドへ）
1991年	介護者手当の支給要件の変更（要介護者の死亡もしくは介護施設への永続的な入所後8週間の支給）と水準の引き上げ（週30ポンド） 介護者ニーズのアセスメントの進め方に関する保健省『政策指針』の発行
1993年	介護者手当の水準の引き上げ（週33.70ポンド）
1994年	介護者手当の水準の引き上げ（週34.50ポンド） 国民議会保健委員会並びに労働党による介護者アセスメント請求権の制度化に関する提案
1995年	介護者（承認とサービス）に関する95年法の制定と介護者という用語の法律への最初の挿入及び介護者のアセスメント請求権の制定 介護者手当の水準の引き上げ（週35.25ポンド）
1996年	雇用の権利に関する96年法の制定と弾力的な働き方並びに休暇の申請権の導入 障害者と介護者の短期の休息機会に関する法案の否決 介護者手当の水準の引き上げ（週36.60ポンド）
1997年	介護者手当の水準の引き上げ（週37.75ポンド）
1998年	介護者手当の水準の引き上げ（週38.70ポンド） 北アイルランドに関する98年法の制定と介護者が社会的な排除に陥りやすいこと、及び介護者に対する均等な機会の保障に関する英国としての最初の法的な認知 スコットランド行政庁『コミュニティケアの現代化』と題する報告書の公表と介護者ニーズの適切な充足についての強調

1999年	<p>介護者手当の水準の引き上げ（週39.95ポンド）</p> <p>『介護者のための全国戦略』の公表（イングランド、介護者ニーズに詳しく包括的な分析を施し省庁横断的な政策対応を提起した政府の最初の文書）</p> <p>公的年金の2階部分の保険料の介護者を対象にする支払猶予に関する最初の法律の制定（2002-03年度の導入）</p> <p>雇用関係に関する99年法の制定と介護者を含む扶養家族の緊急時における休暇の導入</p> <p>スコットランドにおける『介護者支援戦略』の公表</p>
2000年	<p>介護者と障害者に関する2000年法の制定（イングランドとウェールズ）と介護者に直接サービスを給付することに関する新しい定め</p> <p>議会社会保障委員会による介護者手当のおよそ週67ポンドへの引き上げ提案</p> <p>介護者手当の水準と勤労所得上限の引き上げ（週40.40ポンド、週50ポンド）</p> <p>国民保健サービスの全国計画（『国民保健サービスのための10年計画』）の公表とケアにおける重要なパートナーとしての介護者の承認</p> <p>介護者に休息の機会を付与するための補助金の増額に関する政府の発表（2002年度8,500億ポンド、2003年度1億ポンド）</p> <p>メンタルヘルスに関する全国サービス規準に従い介護者アセスメントのための新しい基準の設定</p> <p>ウェールズ行政庁『介護者支援戦略』の公表</p> <p>介護者立法に関するワーキンググループの設置と報告書の提出（スコットランド）</p>
2001年	<p>介護者手当の水準と勤労所得上限の引き上げ（週41.75ポンド、週72ポンド）</p> <p>コミュニティケアと保健に関する2001年法の制定（スコットランド）、これに拠るアセスメント請求権を介護者に知らせる自治体の義務、国民保健サービスによる介護者情報戦略の策定、ケアの設計と計画化に際して利用者との介護者の参画を得ることの必要性の提起</p>
2002年	<p>国民保健サービスと医療職に関する2002年法の制定、これによる患者フォーラムに代表を送る介護者の権利の制度化と諮問の機会の担保</p> <p>65歳以上の介護者による介護者手当受給申請の承認</p> <p>介護者に休息の機会を付与するための補助金の増額に関する政府の発表（2004年度1億2,500万ポンド、2005年度1億8,500万ポンド）</p> <p>雇用に関する2002年法の制定と18歳未満の障害児を持つ働く両親による弾力的な働き方の申請権の制度化</p> <p>65歳以上の要介護者に対する対人サービス及びナーシングホームの無料化（スコットランド）</p> <p>介護者と直接支払いに関する2002年法の制定（北アイルランド）と介護者のアセスメント請求権の拡充及び介護者への直接サービス給付等の承認</p> <p>北アイルランドにおける『介護者支援戦略』策定に関する北アイルランド議会最初の文書の公表（文書名『介護者を重んずる』）</p>
2003年	<p>コミュニティケア（退院の遅延）に関する2003年法の制定と介護者が患者の退院前にサービスを受ける権利の承認</p> <p>コミュニティケア、介護者のためのサービス及び子どものためのサービス（直接支払い、イングランド）に関する2003年規則の制定と介護者等への直接支払いの制度化</p> <p>一般開業医が介護者を確認し支援するための報奨金の制度化</p>
2004年	<p>介護者（均等な機会）に関する2004年法の制定とアセスメントに際して介護者の余暇、訓練及び就業機会に関する考慮の必要性などの制度化</p> <p>介護者手当の水準と勤労所得上限の引き上げ（週44.35ポンド、週79ポンド）</p>

2006年	仕事と家族に関する2006年法の制定と成人の要介護者を看る介護者による弾力的な働き方の申請権の制度化 介護者手当の水準と勤労所得上限の引き上げ（週46.95ポンド、週84ポンド） 確認と支援（プライマリーヘルスケア）に関する法案の否決 障害児（家族と支援）に関する法案の否決 ウェールズ行政庁『介護者支援戦略』（諮問案）の公表と諮問の開始 スコットランド行政庁『無償の介護の将来に関する研究事業による勧告』の公表と介護者権利憲章などに関する提言 『介護者支援戦略』の公表（北アイルランド）
2007年	介護者（確認と支援）に関する法案の否決 介護者手当の水準の引き上げ（週48.65ポンド） 『介護者のためのニューディール』の策定と休息機会の保障、介護者のための電話相談の全国展開及び『介護者のための全国戦略』（99年）の見直しなどに向けた財政措置の公表、この見直しのための諮問の全国各地における開始 保守党の政策文書『崩壊する社会の打開』の公表と介護者手当の週90ポンドへの引き上げ及び勤労所得上限週100ポンドへの引き上げ等に関する提案
2008年	介護者手当の水準の引き上げ

(資料) CNA, The Achievement of the carers' movement 1963-93, a stronger voice, CAN,1994, p.7,p.13,p.15 and p.19, House of Lords, Official report, parliamentary debate, 17 April 1996, HMSO, Vol.571, No.76, p.756, Sir Roy Griffiths, Community care;agenda for action, a report to the Secretary of State for Social Services, HMSO,1988, p.vi, p.1 and p.5, The Secretaries of State for Health, Social Security, Caring for people, community care in the next decade and beyond, HMSO,1989, forward, pp.4-5 and p.9, An Executive Agency of the Department of Social Security, Caring for someone? The Stationary Office, 1997,p.6,PRTWalsall Carers Centre, Newsletter, Number 1 1997, PRT Walsall Carers centre,p.8, H.M.Government,Caring for carers, a national strategy for carers, H.M.Government, 1999, pp.1-97, Welsh Office, Development of a national carers strategy, report by Wales consultation group, Welsh Office, 1998, pp.1-17 and appendix 1-4, Scottish Executive, Strategy for carers in Scotland, Scottish Executive, 1999, pp.1-11, Dawliffe Hall Educational Foundation, Work versus family? practices at work that unite employment and caring responsibilities, Dawliffe Hall Educational Foundation, 1991, Carers and disabled children act 2000, TSO, 2000, pp.1-8, The PRT Carers Centre (Falkirk & Clackmannanshire), Carers information pack, The PRT Carers Centre (Falkirk & Clackmannanshire), 2001, 5 Benefits, The Scottish Carers' Legislation Working Group, Report of the Scottish carers' legislation working group, The Scottish Carers' Legislation Working Group, 2001, pp.1-43, Scottish Executive, Consultation paper carers' legislation, Scottish Executive, 2001, pp.1-12, Scottish Executive, Community care and health (Scotland) act 2002, Scottish Executive,2002,pp.1-11, Linda Pickard, Caring for elder people and employment, a review of the literature prepared for the Audit Comission, Audit Commission, 2004, p.20, Carers (equal opportunities) act 2004, TSO, 2004, pp.1-4, Carers UK, Strategic plan 2005-08, Carers UK, 2005, pp.25-30, Carers UK,Caring,Summer edition 2005, pp.8-9, House of Commons, Work and families bill, explanatory notes, session 2005-06, House of Commons, p.1, Work and families act 2006, TSO, 2006, pp.1-23, The House of Commons, Identification and support of carers (primary health care) bill, The House of Commons, 2006, pp.1-3, The House of Commons, Carers (identi-

fication and support) bill, The House of Commons, 2007, pp.1-4, Social Justice Policy Group, Breakthrough Britain, ending the costs of social breakdown, Vol.1; family breakdown, policy recommendations to the Conservative Party, Social Justice Policy Group, 2007, p.8 and p.68, New measures to improve support for carers, http://www.direct.gov.uk/en/N11/Newsroom/DG_066396, House of Commons, Health Committee, Community care: the way forward, Vol.I, HMSO, 1994, p.xxii, Labour, Making carers count, a consultation paper, Labour, 1994, p.6, Wallsall Carers' Centre, Carers' Friend, Issue Number 4, Spring 2000, pp.2-3, Carers UK, Caring, September/October 2000, p.19, April 2001, p.21, March/April 2002, p.20, Autumn edition 2002, p.25, Summer edition 2004, p.13, Mar edition 2007, p.8, Department of Health, Ideas tree, new deal for carers-your voice counts, Department of Health, 2007, p.1, Care 21, The Future of unpaid care in Scotland, headline report and recommendations, Scottish Executive, pp.1-44, Welsh Assembly Government, Consultation on the re-focusing of the carers' strategy for Wales, Welsh Assembly Government, 2006, p.2より作成。

(注) (1) 介護者手当の水準等は、当該年の4月1日以降翌年3月31までの金額である。関係する資料の入手状況から介護者手当に関する支給条件の全ての変更を網羅するわけではない。

介護者に対するサービスの給付は、前出の表に示すように86年以降に属する。介護者に対するアセスメントがこの年の法律によって事実上承認され、サービスの給付に向けた制度上の枠組みが萌芽的に創出される。介護者の文言が法律にそれとして盛り込まれた上で介護者のアセスメント請求権が制度化され拡充されるのは、これも表に示すように95年以降である。これも介護者の運動に応えた制度化のひとつである⁶⁾。

介護者のワークライフ・バランスを念頭に置く支援は、所得保障とサービス給付に較べるならば最も遅い。前出の表に示すように96年とりわけ99年以降に属する。所得保障に関する最初の対応から数えること29年から32年後のことである。

介護者を直接の対象にする支援は、イギリスに固有の産物ではない。デンマークやスウェーデンなどの国々にも存在する。介護の多くは、北欧諸国にあつては政府によって提供されることから、介護者によるそれは僅かである。介護者への支援は、要介護者の家族や親族が文字通りの意味において自発的な意思の発露として世話に当ることを担保し、これに伴う経済的もしくは身体的な損失の発生を防止するために行われる。

これに対してイギリスにおける介護の多くは、ドイツと同じように私的に担保されることを特徴にする。介護者は、これを裏付けるように16歳以上人口の16%に当たる680万人（2000年）を数える。介護者の負担は大きい。労働市場からの非自発的な引退や雇用形態の変更と共に賃金所得の喪失や低下を余儀なくされ、他方では、介護に伴う追加的な出費も覚悟しなければならない。介護者の健康が損なわれ、そうした状態が介護に起因することも論争を経ながら広く共有される事実のひとつである。介護者のニーズを考慮しながら要介護者へのサービスを拡充し、あわせて介護者を直接の対象に支援を行うならば、その負担を軽減することを通して介護に伴う影響を抑

制することができる。これは、介護者が困窮状態に陥ることなく精神的にも何がしかの余裕を持って要介護者の世話に当る上において意義を持つ。心穏やかに対応する介護者を前にするならば、要介護者もゆったりとサービスを受けることができる。支援策は、一人ひとりの介護者と要介護者に有意であるばかりではない。地域、正確に言えば地域の住民に担われるコミュニティケアは、これによってその成立要件を整える。それは、介護者の自発的な選択に道を開くことから介護者の供給源を広げることに資する。

この国の介護者支援政策がオーストラリアを始めニュージーランドあるいはアメリカに与えた影響は、少なくない。オーストラリア政府が、介護者手当の制度化を含めて必要な予算措置を講じ、州政府によっては『介護者のための行動計画』を策定して介護者支援の拠り所にする事、あるいは、介護者に関する単独立法の制定に乗り出す動きは、その例証である。また、ニュージーランド政府が、イギリスの『介護者のための全国戦略』に相当する政策文書の策定作業に入って諮問案を既に公表することなど⁶⁾も、そのごく一例である。介護を担う子どもが少なくない国々で確認され、支援事業が展開されるのもイギリスにおける世界で最初の支援事業の経験に負うと評してよい。

イギリスの介護者支援には、課題も多い。介護者手当の水準の低さは、早くから問題のひとつとして指摘される。最近では、保守党の政策文書がアイルランドにおける介護者手当（1人の要介護者の世話に当る場合週135ポンド、同じく2人200ポンド）を引き合いに出しながら、他の国々の水準に較べるならば大幅に立ち遅れていると強い批判を加える⁷⁾。介護者のアセスメント請求権が制度化され、その拡充が図られてきたことに対する評価は、紛れもなく高い。介護者の承認とサービスに関する95年法は、かかる請求権を制度化することによって介護者を初めて法的に承認した法律として、その意義は広く認められる。しかし、95年法の掲げる「承認」はともかく「サービス」とその給付が、95年法以降に画期的に拡充されたかといえ、これをやや疑問視する議論は英国介護者協会を含めて少なくない。介護者の確認と支援あるいは障害児（家族支援）と題する3つの法案は、介護者に対するサービス給付の拡充を目的に立案され2006年から2007年にかけて相次いで議会に提出される。いずれもサービス給付の芳しからざる状態に優れて批判的な内容であり、サービス給付を法的にも明示することによってその拡充を図ろうとする狙いが込められる。しかし、これらの法案は、前出の表に示すようにいずれも廃案の扱いである。加えて、サービスの給付に関する自治体の基準が引き上げられ、要介護者はもとより介護者へのサービスが絞り込まれる傾向も、新たに認められる。これは、要介護者のニーズに背を向けるに止まらない。介護者の負担を直接的にはもとより間接的にも重くするという今ひとつの結果を伴う。

仕事を持つ介護者のワークライフ・バランスにむけた法制度とその運用にも課題は残される。介護休暇制度は、この国の労働法制がおしなべてそうであるようにヨーロッパ連合加盟国の労働

法制やヨーロッパ連合指令に較べるならば、制度化の時期からして後塵を拝すると共にその内容に照らしても不十分である。介護休暇を含む柔軟な働き方の申請にもかかわらず、これが認められない例もしばしば伝えられる。その一因は、法制度による保護規定の弱さにある。

介護者に対する直接の支援が開始され始めるのは、半世紀以上前のことである。この期間における支援の拡充は、前出の表に示すように論を待たない。しかし、所得保障はもとよりサービスの給付及びワークライフ・バランスの全ての領域において解決の迫られる課題は、なお少なくない。

2. イギリスの経験と日本の政策研究への示唆

諸外国の介護者支援に関する日本の調査研究は言うまでもなく存在し、教えられる内容も少なくない。支援の諸手段のうち主な関心が払われるのは、現金給付を含む所得保障についてである。家族などによる介護労働を私的なそれではなく一般的な労働のひとつとして正当に評価する仕組みに関する提起とこれを巡る議論である⁽⁸⁾。これらの研究の一部は、介護者に対する年4週間に及ぶ休暇の保障と無料の介護講習の給付についても僅かであれ言及する⁽⁹⁾。ドイツの介護保険に関する紹介の一部である。その内容に照らすならば、イギリスにおける介護者の休息機会の保障や介護技術の講習と重なり合う経験の紹介である。最近では、『家族介護者のサポート』と題してカナダにおける介護者へのサービス給付を紹介する翻訳の業績も世に問われる⁽¹⁰⁾。諸外国の介護休暇制度に関する調査研究が日本の研究者によっておこなわれてきたことも、忘れるわけにいかない成果の一部である。

これらの成果が、日本における介護休暇制度の法制化に当って各方面の参考に供されたことはいうまでもない。しかし、現金給付を含む所得保障は、周知のように介護保険の制度化に当って斥けられる。しかも、介護者を直接の対象にするサービス給付に寄せられる関心は依然として弱く、研究者によっては、介護者支援の政策体系の一環を構成する手段としてそもそも意識さえもなされていない。そうした研究者は少なくない。

こうした動向が認められるだけに、早くから社会政策分野の屈指の論客としての地歩を築き、最近も精力的に成果を世に問われる大沢真理氏の議論を取り上げておかなければなるまい。

大沢氏は、「両立支援」型の生活保障システムにおいては、雇用平等のための規制とともに、児童手当、乳幼児期からの保育サービス、高齢者介護サービスや育児休業などの家族支援が制度化される、と述べられる。また、介護者に対する現金給付については、高齢社会をよくする女性の会（代表 樋口恵子）が老人保健審議会に提出した要望書（95年7月）の内容を肯定的に理解された上で、実施主体が現金給付に傾いて介護サービス基盤の整備を怠ることを防ぐためであり、また、控え目な額の現金給付ではまさに介護が女性に固定化されかねない、と要望書に示される文

言に依拠して強い危惧の念を示されながらその制度化に反対の態度を明確に示される⁽¹¹⁾。

イギリスにおける介護者支援の歴史と現状を踏まえるならば、かかる主張について幾つかの疑念を呈さざるを得ない。非力を省みずに述べてみたい。

第1に、対人サービスについていえば保育サービスと高齢者介護サービスを正當に視野に収められるとはいえ、障害児や障害者を対象にする介護サービスはもとより介護者を直接の対象にするサービスは視野の外に取り残される。

大沢氏は、ユニバーサル・サービスの確保により社会政策の重心を所得移転からサービス保障へとシフトさせなければならない、と主張される⁽¹²⁾。誠にもっともな指摘である。サービスを重視されるのであれば、その一形態としての障害児や障害者及び介護者へのサービス給付は、高齢者介護サービスと並んでなぜ提起されないのであろうか。サービスという表現を敢えて斥けてユニバーサル・サービスと語るのであれば、言うところのユニバーサル・サービスとしての名実を確保するために、介護者等の諸階層を包摂する態度を示さなければなるまい。

介護者の規模と彼女や彼の担う無償の労働時間は、介護保険制度の発足を前後して増加する傾向にある。日本の『国勢調査』は、イギリスのように介護者に関する調査項目を含むわけではない。しかし、総務省『社会生活基本調査』には、生活行動のひとつとして「介護・看護」の行動者率と行動者平均時間に関する計数が掲載されている。この計数が示す傾向である。賃金生活者としての介護職員も同じ期間に確かに増加する。厚生労働省『介護サービス施設・事業所調査』などに明瞭に示される傾向である。しかし、前者の伸びが大きいことから、介護者の担う無償の労働時間は、有償労働との合計値に占める比率を格段に上昇させた後に低下傾向を示すとはいえ、96年と2006年とを比較する限りこれという基本的な変化を示していない(表2)。

大沢氏は、公的介護保険の導入によって介護の「脱家族化」が図られたと評される⁽¹³⁾。しかし、介護保険の制度化に当って主張された内容はともかく、前出の表に記される実際に照らすならば「脱家族化」と評しうる程の事実はない。むしろ介護の過半以上が依然として家族や親族に担われ、その比率は増加の傾向にある。負担の増加は、介護者がかねてから直面してきた健康障害などの影響を一段と顕在化させる。これらの事実注目するならば、介護者のニーズにも然るべく考慮を払いながら要介護者へのサービスを拡充すると共に、介護者を直接の対象にするサービスの給付も視野に収めなければなるまい。

第2に、最低生活を保障する普遍的な児童手当、すなわち親の所得による支給制限なしの児童手当を提言される一方において、介護者に対する現金給付の制度化には優れて否定的な理解を示される⁽¹⁴⁾。

現金給付の制度化を巡って高齢社会をよくする女性の会が要望書を提出した95年7月と今日とは、明らかに状況の変化が認められる。「同会が現金給付よりもサービス給付を求めたのは、実

表2 介護労働時間の無償・有償別推移(1996年、2001年、2006年)

	実数 (人、時間) 比率 (%)	伸び率 (%)
1996年		
無償の介護者数 (A) (1)	2,052,900	100.0
無償の介護者の月間介護時間 (B) (1)	58,507,650	100.0
有償の介護職員数 (C) (2)	224,078	100.0
有償の介護職員の月間介護時間 (D) (3)	36,748,792	100.0
無償の介護時間の比率 (B) / (B) + (D) (E)	61.4	
2001年		
(A)	2,759,999	134.4
(B)	183,539,934	313.7
(C)	493,152	220.1
(D)	80,876,928	220.1
(E)	69.4	
2006年		
(A)	2,906,535	141.6
(B)	193,284,578	330.4
(C)	817,202	364.7
(D)	135,655,532	369.1
(E)	58.8	

(資料) 総務省『社会生活基本調査報告』平成8年版、<http://www.stat.gov.jp/data/shakai/1996/5-1.htm>, 同『社会生活基本調査報告』平成13年版、第1巻その1、27頁、同『社会生活基本調査報告』平成18年版、第1巻その1、厚生労働省『介護サービス施設・事業所調査』平成13年版、88頁、同『介護サービス施設・事業所調査』平成17年版、52頁、同『老人保健施設調査の概況』<http://www.mhlw.go.jp/toukei/r-sisetu/sisetu3.html>, 介護労働安定センター『介護労働実態調査中間結果報告』平成13年7月31日発表の図表4、<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0107/h0731-5b.html#2>, 介護労働安定センター『介護労働の現状Ⅱ 介護労働者の働く意識と実態』平成19年版、2007年、65頁より作成。

(注)(1) 「介護・看護」の行動者率は、1.8% (96年)、2.4% (2001年)、2.5% (2006年)である。同じく行動者平均時間は、1日当たり57分 (96年)、133分 (2001年、2006年)である。このうち月間の介護労働時間を算出するに際しては月30日として計算している。

無償の介護者数の算出に際しては、10歳以上人口を1億1,303万4,321人 (96年)、1億1,499万9956人 (2001年)、1億1,626万1,412人 (2006年)としている。

尚、「介護をしている人」は、『社会生活基本調査報告』第6巻(解説編)によれば370万2,000人 (1996年)もしくは470万2,000人 (2001年)である。ここに言う「介護をしている人」とは、「1年間に30日以上介護していれば」との解釈を基にする。このために月間の無償介護時間の算出に当たっては、この計数を利用するわけにいかない。総務省『社会生活基本調査報告』平成13年版、第6巻、

国民の生活時間・生活行動（解説編）、27頁。

- (2) 有償の介護職員と表中に示す場合には、厚生労働省の資料中「職種別にみた常勤換算従事者数」から抽出の介護支援専門員と介護職員の合計値である。

96年の有償の介護職員数は、2001年及び2006年と異なり老人保健施設に勤務するそれしか明らかでない。96年の老人保健施設に勤務する介護職員数（3万8,688人）は2001年のそれ（8万4,402人）の45.8%に相当する。他の施設や訪問看護等の介護職員は、この45.8%の計数を用いて算出している。

尚、ここに言う介護職員は、「老人福祉」分野におけるそれである。ここでは、介護保険制度の効果に関する評価が課題であるからである。ちなみに介護職員が「障害者」や「その他」の分野に少なくないことは、厚生労働省社会保障審議会福祉部会（2007年4月20日）に配布の資料「参考介護・福祉サービス従事者の現状」だけからも明らかである。

- (3) 有償の介護職員の月間労働時間のうち96年と2001年については、介護労働安定センターが2000年におこなった調査結果を基に164時間、同じく2006年に関しては同年に実施の調査結果である166時間の計数をそれぞれ利用している。

施主体が…介護サービス基盤の整備を怠るということを防ぐためであり…」⁽¹⁵⁾との主張は、95年当時にはなるほど正当な疑念として提起される状況にあったのかもしれない。しかし、言うところの基盤は、各種の調査結果から容易に読み取ることができるよう介護保険制度の発足につれて整備される。現金給付を巡る議論は、こうした変化を踏まえて行われなければなるまい。ならば95年に提出された要望書の言説をほぼそのままに繰り返すこともなからう。

また、いまひとつの論拠に示される「控え目な現金給付ではまさに家族介護が女性に固定化されかねない」との主張は、そもそも理解しがたい。現金給付の是非を巡る議論を始めるに当って、あらかじめ「控え目な額」などその水準を限定的に把握してはなるまい。まずもって重視されるべきは、介護者の生活状態である。現金給付の必要性を介護者の家計収支に照らして議論は進められるべきであろう。ちなみに「親の所得による支給制限内の児童手当」に関する大沢氏の提言は、「児童の最低生活」の保障を念頭に行われる。最低生活さえも享受し得ない児童の現実に着目すればこそその提言であろう。

氏による児童手当の拡充に関する議論を知るにつけ思い出されるのは、W. ベヴァリジによる児童手当の提起である。夫の稼ぎ出す賃金は労働の生産物に基づくものであり、子どもの存在やその数に規定されるわけではない限り、子どもを持つ家族が最低限の生活を享受するには児童手当を所得保障の一環として制度化しなければなるまい。W. ベヴァリジはこのように述べて、児童手当を多岐にわたる所得保障のひとつとして提起する⁽¹⁶⁾。しかし、W. ベヴァリジは、既に述べたように介護者を無償の存在と考えいかなる政策上の対応も認めないことから、介護者手当に関する論述には及んでいない。このように考えるならば、大沢氏の議論とW. ベヴァリジのそれとの類似性が浮かび上がる。もとより氏の言う「最低生活」とW. ベヴァリジのそれとは、水準

における無視し得ないほどの相違を伴うに違いない。前者は、直接には言及されないとはいえ社会生活を送るに相応しい水準を念頭に置くと推察されるのに対して、W. ベヴァリジは、チャールス・ブース『ロンドン市民の労働と生活』（マクミラン社、1902—1903年、17巻、AMS出版社、1970年）やB. S. ロウントリー『貧困—都市生活の研究—』（マクミラン社、1902年、長沼裕弘毅訳『最低生活研究』高山書院、昭和18年）など、この国の長く続く最低生活研究の流れを継承して社会的あるいは文化的な要素を含まない肉体的な最低限度について提起する。しかし、議論の立て方はあまりに類似する。その類似性には驚かされる。

大沢氏は、無償労働の事例として「家族による扶養、介護、育児等の負担」を上げられる。これらの「圧倒的部分は、女性によって、なんの金銭的な報酬もなしに担われてきた⁽¹⁷⁾」と評される。真つ当な指摘であり、日本の現実に照らすならば依然として新鮮さを失わない批判である。普遍的な育児手当に関する氏の提言は、このように長らく続く無償の育児負担にかかわってなされる。しかし、無償労働のひとつの形態としての育児に関する手当、それも普遍的な手当の制度化が示されるにもかかわらず、無償労働の他の形態としての介護負担に関しては手当の制度化それ自体に至って否定的な態度が示される。前者と後者との落差は、いかように理解すればよいのであろうか。

確かに無償の保育に投じられる時間は長い。総務省『社会生活基本調査』を拠る所に「育児」の月間労働時間を算出するならば、9億1,666万4,679時間に上る（2001年）。これは、前出の表に示す無償の介護労働時間との合計値の80.0%を占める。「育児」の行動者率（7.5%）と行動者平均時間（1日2時間50分）が、「介護・看護」に較べて高くあるいは長いことの帰結である⁽¹⁸⁾。しかし、大沢氏は、介護と育児を無償労働という共通の特性に注目して論じられる限りであって、両者の相対的な比率に論及されるわけではない。両者に軽重を付けることなぞさらさら考えておられないからであろう。もっともなことである。

最低生活の担保に相応しい普遍的な手当の制度化が、支給対象の如何に関わりなく児童と介護者の双方に何ゆえに提起されないものであろうか。最低生活の保障とは、属性の如何に関わりなく広く国民に享受されるべきことではないであろうか。議論の根拠は判然としない。

第3に、現金給付の是非を巡る議論は、専らドイツの介護保険制度を念頭におこなわれたきらいがあり、イギリスやオーストラリアの制度とその実績はもとより、スウェーデンやデンマークあるいはフィンランドの実情等を一切踏まえないままに今日に至っている。これは、残念ながら大沢氏にも当てはまる事柄である。

ドイツの介護保険は、これまでしばしば紹介されてきたように現物給付、現金給付、現物と現金の併用給付の3通りについて認め、現金給付の水準は現物給付の5割前後に相当する。しかし、イギリスとオーストラリアの介護者手当は、現物給付すなわちサービスの給付とは全く別個の制

度である。介護者手当は、その成り立ちからも推察されるように介護者の経済的な困窮状態に対応する制度であり、各種のサービスは、要介護者の世話に伴う介護者の身体的もしくは精神的な負荷を緩和して社会生活への参加を促すための対応に他ならない。このために介護者が手当を受給するからといって、要介護者と介護者の双方もしくは一方がサービスの給付を制限されることは、制度上はもとより実際上もあり得ない。

イギリスの介護者手当の水準は、保守党の政策文書が指摘するようにアイルランドのそれに遥かに及ばない。保守党は、これを踏まえて現行の介護者手当を週90ポンドに引き上げることを提起する。議会社会保障委員会による2000年の提起に較べてさえ、そのおよそ1.5倍に相当する金額である。社会的な規準に照らして見苦しくない生活水準 (a decent standard of living) の達成を目標に見据えた水準の設定である。これは、現行の水準のおよそ二倍に相当する。しかし、これを以ってしてもアイルランドの水準には遠く及ばない。イギリスの介護者手当は、大沢氏の表現を借りるならば「控え目な額の現金給付」であると評することができよう。

そうした水準にあるからといってこの国の介護が「女性に固定化され…」るわけではない。氏の認識とは全く別の事実を伝えることができる。介護者の40%以上は、85年の時点においてさえ性別に男性から構成される(41.7%、250万人)⁽¹⁹⁾。この比率は、16年後の2001年になるとやや上昇する(42.0%、246万人)。イギリスに倣って介護者手当を導入するオーストラリアにおいても類似の事実を確かめることができる。すなわち、介護者の性別構成は、男性と女性とがほぼ半数を分け合う状況にある(115万9,000人、51.8%、107万7,900人、48.2%、93年、117万4,600人、45.9%、138万2,300人、51.4%、2003年)⁽²⁰⁾。介護者手当の存在やその水準をもって介護の女性への固定化の効果を説く議論は、イギリスなどの国々における事実を正当に踏まえるならば、いかにも底の浅い議論であるといわなければならない。

介護者手当は、スウェーデンにおいて1940年代に既に存在し、50年代には今日の制度、すなわち、介護者が自治体に雇われてホームヘルパーのそれに等しい額の賃金を受け取ることが、可能になる⁽²¹⁾。この支払いは、賃金として扱われる。あるいは、デンマークでは、幾つかの自治体が介護者手当を78年に制度化する。90年代後半には、殆んど全ての自治体がこの介護者手当を制度化し支給する。いずれもドイツにおける現金給付よりも遥かに長い歴史を持つ制度である。しかし、大沢氏は、これらを視野に収めた上で議論を組み立てるわけではない。

家族介護に関する最初の国際会議は、英国介護者協会の尽力を得て98年にイギリスのロンドン(同年5月)において開かれたのち、第3回が2002年にアメリカのワシントンにおいて開催される(同年10月)。会議においては、日本を含む7カ国(オーストラリア、カナダ、イスラエル、スウェーデン、イギリス及びアメリカ)の代表が、報告をおこなう。各国の代表による報告の柱はあらかじめ定められ、政府の概況と介護者に対する所得保障及び介護者へのサービス給付の3本から

なる。このうち介護者に対するサービス給付に関しては、日本を除く6カ国とも介護者を直接の対象にする休息機会の保障をはじめカウンセリングの提供、介護技術の訓練機会、介護者の相互援助グループ、介護者センター及び情報の提供等について紹介する。6カ国の代表による報告は、介護者へのサービス給付とは介護者を直接の対象にするサービスであると至極正確な理解を加えた上で、各国の実情を具体的に紹介する⁽²²⁾。このことに関する限り6カ国の代表における相違は、いささかも認められない。他方、日本からの代表者は、介護者に対するサービス給付と題して『ゴールドプラン』を取り上げる。ナーシングホームと在宅ケアの急速な拡充が、この『ゴールドプラン』に沿って進むであろうとの将来予測をこれに付け加える。

これは、6カ国の代表による理解と明らかに異なり、介護者に対するサービス給付との論題を掲げながら実際のところ要介護者を対象にする施設やサービスの紹介に終始する。これは、介護者を直接の対象にするサービスが法的な裏付けをいまだ持ち得ないばかりか、日本の研究者の間においてさえかかるサービスの何たるかについて理解されていないことの国際レベルにおける表現とはいえないであろうか。かかる理解が、イギリスを始めとする6カ国の代表者によるそれと明らかに異なることは、先の6カ国の代表による個別報告の概要から容易に了解していただけるのではないかと考えるが、いかがであろうか。

国際会議は、7カ国の報告などを踏まえて政策提起の必要性について討論を重ねる。7カ国を含む22カ国からの参加者による議論である。介護者は、国のいかに関わりなく経済的にはもとより身体的かつ精神的な重荷を抱えるとした上で、介護者のための所得保障の拡充はもとより休息や休暇の機会の拡充、要介護者の病院からの退院に当たっての介護者ニーズの考慮、介護を担う子どもへの支援などに関する政策を提示し、その実現に向けた行動が求められると呼びかける⁽²³⁾。これらの内容を見る限り、いずれの方法も介護者を直接の対象にする。国際会議がそれと意図するわけではないとはいえ、これはこれで、日本において支配的な考え方の特異性を明らかにする。

国際会議を主催したアメリカの介護者団体は、各国の介護者とこれに関係する立法についてデータベース上で紹介したいとして、これに必要な情報の提供を各国の代表者に文書をもって要請する。提供の求められる情報は、この文書に従えば介護者の規模と構成並びに介護者に関連する立法である。この求めには日本を含む6カ国（オーストラリア、イスラエル、オランダ、スウェーデン、イギリス）が応じ、これにアメリカに関する情報が加えられてつごう7カ国の関係する情報が、アメリカの介護者団体のホームページ上に掲載される⁽²⁴⁾。日本を除く6カ国は、ホームページ上において介護者の規模と構成に関する簡単な紹介を行った上で、介護保険と介護休暇法及び介護者関係法等について紹介する。このうち各種立法の紹介は、法案に関するそれも含まれる。他方、日本はといえば高齢化率と平均寿命、高齢者とその子どもとの同居率の高さなどに関する計数を簡単に紹介した上で、介護保険法の説明に進む。介護者に関する計数はもとより介護者に

関係するいささかの説明も、そこにはない。介護保険法は、確かにアメリカの介護者団体の求めと別の事柄ではない。日本を除く幾つかの国々が日本と同じように介護保険制度の説明を情報の一部に加えていることに照らしても、了解される。しかし、介護者に関して些かの紹介もなされないのは、7カ国の中で日本が唯一の存在である。これは、アメリカの介護者団体の要請に抵触する。国際会議の開催中に示された日本の代表団の対応は、この事実注目するならば会議の終了後にも些かの揺るぎもなく堅持されていると理解してよさそうである。介護者を対象にする支援の何たるかに関する理解の不足に由来する対応である。

日本における研究の経緯と現状を振り返るならば、介護者へのサービス給付を含む支援の体系に関する理解から始めなければならないようである。しかし、ここに扱うイギリスにおいてさえ介護者に対する支援の政策が、福祉国家の開始期から存在し今日に営々と受け継がれてきたわけではない。要介護者に対する日常生活上の援助は、イギリスの女性史研究がオーラルヒストリーの手法を駆使して見事に描いている⁽²⁵⁾ように、女性の至極当たり前の役割と考えられることから、支援の対象としていささかも拾い上げられてこなかった、と言ってよい。これは、要介護者の年齢階層に関わりなく一般的な事態である。介護者への支援は、それゆえに福祉国家開始期の拠り所をなすW. ベヴァリジの考えの再検討を通して徐々に構想され形成されてきたとあってよい。こうした歴史的な経緯を改めて思い起こすならば、介護者を直接の対象にする支援政策が、日本においても介護保障に関する再検討を通して模索され構想されなければなるまい。

イギリスを含む少なくない国々の経験は、その有力な手掛かりを与えてくれると考えられる。98年を画期にする介護者とその団体による国際レベルの議論は、その後2003年にヨーロッパレベルの介護者に関する調査研究組織、すなわちユーロファミケア (EUROFAMCARE) の形成と研究業績の公表、さらには、翌年の2004年における同じくヨーロッパレベルの介護者支援組織、すなわちユーロケアラー (EUROCARERS、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、スウェーデン及びイギリスの9カ国の介護者組織代表から構成) の結成へと展開する。この民間非営利組織ユーロケアラーは、ヨーロッパ介護者憲章を策定してその法制度化に向けた活動を展開する⁽²⁶⁾。ヨーロッパ議会におけるロビー活動はその一つである。これらの活動が功を奏して介護者支援に関する指令が制定される日も、そう遠くはあるまい。これらの諸経験から大いに学びながら介護者支援政策の何たるかに関する理解を深め、その日本的な展開を図りたいものである。

(注)

- (1) W.H.Beveridge, *Unemployment, a problem of industry*, Longmans, Green, and Co, 1912, p.1.
- (2) Abbott. E and Bompas K, *The Woman citizen and social security*, 1943, pp.3-4, reproduced in

- Clark .J , Cochrane.A and Smart .C, Ideologies of welfare, Hutchinson, 1987.
- (3) R.Mary Webster, The Forgotten women, Federation News, May 1963, Vol.10, No.2, p.13.
- (4) Nancy Kohner, The Achievements of the carers' movement 1963-93, a stronger voice, CAN, 1994 , pp.5-7.
- (5) Ibid., p.27.
- (6) Carers Australia, Federal budget 2007-08 analysis, Carers Australia, 2007, pp.1-8, NSW Health, NSW carers action plan 2007-2012, NSW Health, 2007, pp.1-25, Dee McGrath and Annemarie Ashton, Carer legislation in the Australian capital territory, Carers Australia, 2007, pp.1-16, Ministry of Social Development, Caring New Zealand carers, your life, your work, your say, Ministry of Social Development, 2007, pp.1-22.
- (7) Social Justice Policy Group, Breakthrough Britain, ending the costs of social breakdown, Vol. 1; family breakdown, Social Justice Policy Group, 2007, p.68.
- (8) 大塩まゆみ『家族手当の研究—児童手当から家族政策を展望する—』法律文化社、1996年、75頁、335頁、飛田英子「公的介護システムの望ましい方向性—マクロ経済面からの政策提言—」Japan Research Review, 1998.12、58-59頁、66頁、68頁、増田雅暢「介護保険制度の概要—制度の意義と総論的課題—」『季刊労働法』193号、2000年6月、26-27頁、本沢巳代子「ドイツの介護保険制度とその課題」『季刊労働法』前掲、47頁。
- (9) 増田雅暢、前掲論文、26-27頁。
- (10) バム・オルゼック、ナンシー・ガバマン、ルーシー・バリラック編、高橋流里子監訳『家族介護者のサポート—カナダにみる専門職と家族の協働—』筒井書房、2005年、1-177頁。
- (11) 大沢真理『現代日本の生活保障システム—座標とゆくえ—』岩波書店、2007年、55頁、85頁。本文に紹介の内容は、以下の著書においても指摘される。大沢真理『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会、2002年、58頁。
- (12) 大沢真理『現代日本の生活保障システム—座標とゆくえ—』前掲、193頁。
- (13) 同上、88頁。
- (14) 大沢真理『男女共同参画社会をつくる』前掲、158頁、232頁、同『現代日本の生活保障システム—座標とゆくえ—』前掲、85頁。
- (15) 大沢真理『男女共同参画社会をつくる』前掲、158頁、同『現代日本の生活保障システム—座標とゆくえ—』前掲、85頁。
- (16) 山田雄三監訳『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂、1975年、237-238頁。
- (17) 大沢真理『男女共同参画社会をつくる』前掲、138頁。
- (18) 総務省『社会生活基本調査』平成13年版、第1巻その1、26頁。
- (19) Office of Population Censuses and Surveys, Informal carers, a study carried out on behalf of the DHSS as part of the 1985 GHS, HMSO,1988, p.1.
- (20) Australian Bureau of Statistics, Focus on families, caring in families; support for persons who are older or have disabilities, ABS, 1995, p.19 and p.21, Access Economics Pty Limited, The Eco-

conomic value of informal care, Carers Australia, 2005, p.1.

- (21) Birgit Pfau-Effinger and Birgit Geissler, Care and social integration in European societies, The Policy Press, 2005, p.83 and p.85.
- (22) National Alliance for Caregiving, Third international conference in family care, hosted by the NAC, October 12-14, 2002, Conference report, NAC,2003, pp.3-6.
- (23) Ibid., pp.7-10.
- (24) National Alliance for Caregiving, International caregiving legislation, <http://www.caregiving.org/legislation>.
このホームページにはカナダの国名も冒頭に表示されているが、関係する情報の掲載はまだであるとの記述が示される。
- (25) Elizabeth Roberts, Women and families, an oral history, 1940-1970, Blackwell, 1995, p.176 and pp.190-192.
- (26) EUROCARERS, Putting informal care on the EU policy agenda, EUROCARERS,2005, p.1.